

平成24年度里地里山保全・活用

検討会議の進め方

環境省自然環境局自然環境計画課

平成24年11月28日

議題1. 平成24年度里地里山保全・活用会議の進め方について

1-1. 検討会議の目的

【位置づけ】

全国の里地里山の自律的な保全・活用に資するため、生物多様性のみならずその他の多様な観点から、里地里山の保全・活用にかかる施策や取組の調査・分析、里地里山の保全・活用の推進方策、多様な主体の参加促進方策等の検討を行うとともに、環境省が策定した「里地里山保全活用行動計画」の推進に向けた助言を行う。

【役割】

- ①里地里山の保全・活用の取組や施策の調査・分析に関する事項。
- ②里地里山の自然資源の新たな利活用方策に関する事項。
- ③多様な主体の参加促進方策に関する事項。
- ④「里地里山保全活用行動計画」の推進に関する事項。
- ⑤その他、全国の里地里山の自律的な保全・活用を促進するために必要と認められる事項。

【検討委員(五十音順、敬称略)】

あん・まくどなると	上智大学大学院地球環境学研究科教授
石井 実	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
岩槻 邦男	兵庫県立人と自然の博物館館長
進士 五十八	東京農業大学名誉教授／自然再生専門家会議委員長
竹田 純一	東京農業大学学術研究員／里地ネットワーク事務局長
中越 信和	広島大学大学院国際協力研究科教授
広田 純一	岩手大学農学部教授
宮林 茂幸	東京農業大学地域環境科学部教授
森本 幸裕	京都学園大学バイオ環境学部教授／京都大学名誉教授
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授



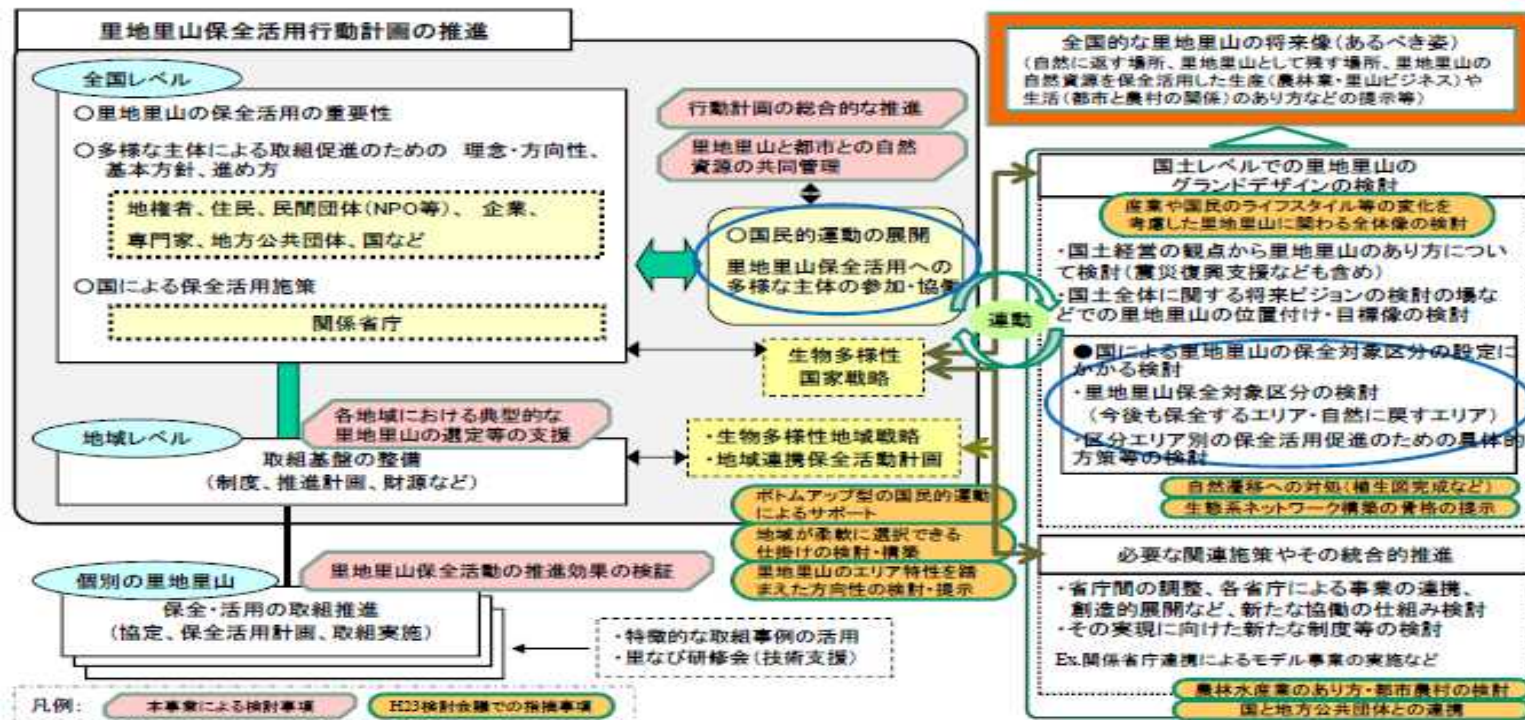
平成23年度第1回検討会議(2011.7.20)

1-2. 検討会議における検討内容

【H23年度の検討会議での指摘を踏まえた里地里山保全活用の促進に向けた今後の取組方向】

■ 里地里山の保全活用の促進を図るためには、

- ① 保全活動に取り組む方々を後押しするボトムアップによる取組の検討(個別活動の活発化のための基盤となる仕組みや枠組み)
 - ② 里地里山を保全するエリアと自然に戻すエリアを見極めながら、国として今後あるべき里地里山のグランドデザインの提示
 - ③ 里地里山の農林水産業のあり方と里山ビジネスも含めた都市と農村の関係など産業についての検討
- の3つをバランス良く連動させて取り組むことが重要。



今年度会議で検討内容

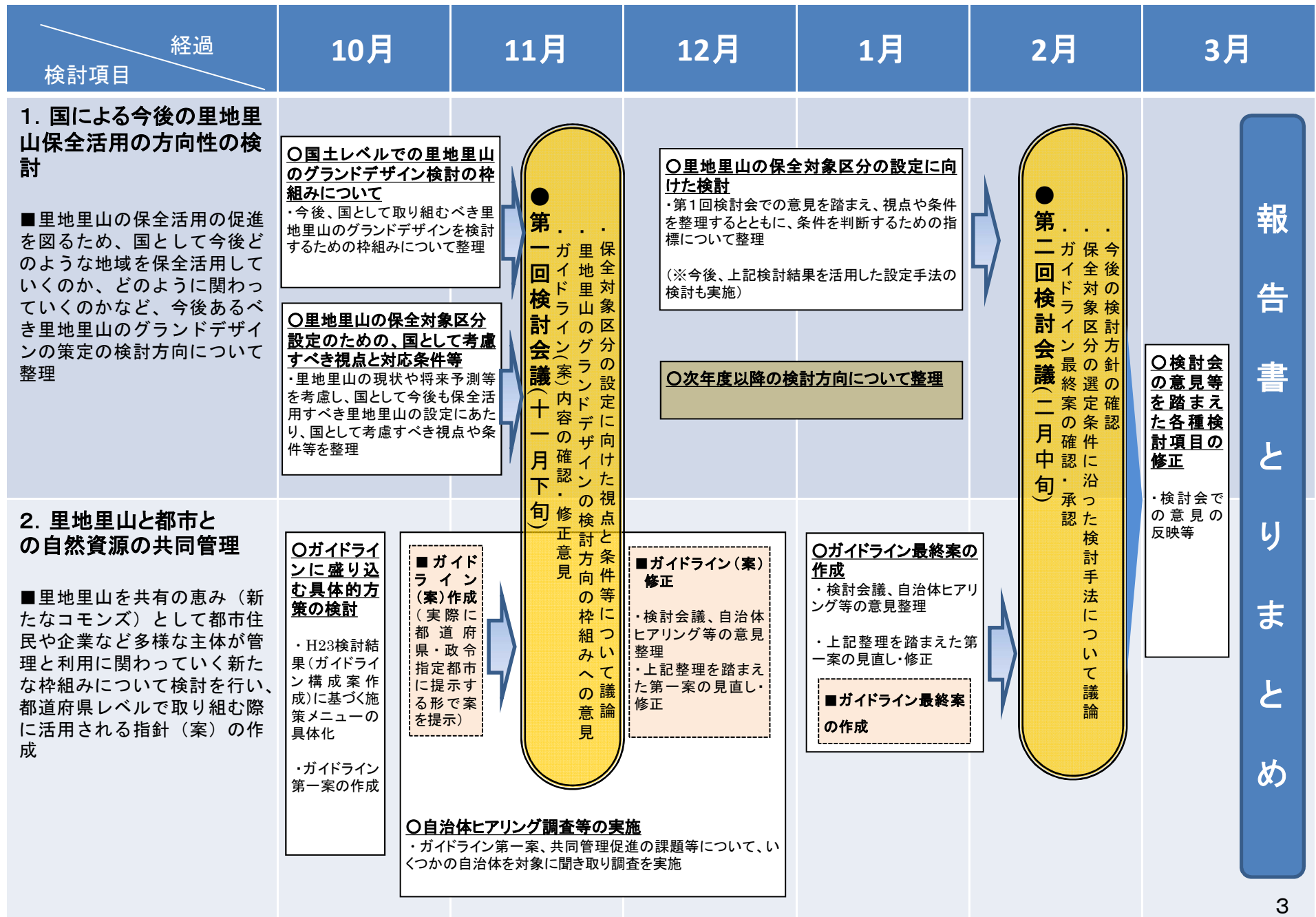
1. 国による今後の里地里山保全活用の方向性の検討について (H24年度新規検討項目)

- 里地里山の保全活用の促進を図るため、国として今後どのような地域を保全活用していくのか、どのように関わっていくのかなど、今後あるべき里地里山のグランドデザインの策定の検討方向について整理する。

2. 里地里山と都市との自然資源の共同管理にかかる検討について (H23年度からの継続検討項目)

- 里地里山を共有の恵み(新たなコモンズ)として都市住民や企業など多様な主体が管理と利用に関わっていく新たな枠組みについて検討を行い、都道府県レベルで取り組む際に活用される指針(案)の作成を実施する。

1-3. 検討スケジュール



報告書とりまとめ

【参考】里地里山保全活用行動計画の推進に向けた取組状況

・検討会議での検討事項

* 里地里山保全活用行動計画の推進については、行動計画6、7.について具体的に検討を進めることが必要

行動計画 6. 保全活用の進め方 各主体が実施する横断的な課題とその進め方	行動計画7. 国による保全活用施策 国が「6」の促進のために進める施策	主な検討課題	具体的詳細内容等 (検討のポイント等)	行動計画	取組の現状等
(1)国民的取組のための基盤づくり ・国民の参加を促進するための仕組みの整備 ・国民各層に里地里山の価値や重要性の理解を広げ協力を呼びかける。	①国民の関心や理解の促進 ・里地里山の魅力や重要性について、わかりやすく訴える広報・普及活動を推進 ・関心を高める契機として、環境学習、農業体験活動への参加を促進	1.里地里山の価値向上のための制度等の導入(認定・表彰等)	■認定制度導入による第三者機関による価値づけ(推進ネットワークとの連携も視野)一活動参加の促進、公的助成等による支援の根拠づけや活動主体の動機づけともなり得る。 ■ねらいをはっきりさせた上での認定要件の検討、制度設計が必要。	6(1) 7(1)	検討方法を模索中
		2.普及啓発・理解醸成の内容や手法の開発	■広報・普及活動による重要性に対する理解や認識喚起の段階から、保全活用への広義の「参加」に向けて(里地里山と共に暮らす)人々のライフスタイルの転換を促進することが ■継続的参加促進のための環境教育、ESDを通じた基盤作りも柱の一つになる。	6(1) 7(1)	・特徴的な取組事例等のHPIによる情報発信
	⑦自然体験・環境教育の場としての活用 ・国民の関心を高め、子供達の健全な育成のために増やしていくことが重要	3.里地里山を活用した環境学習、里山整備、農林業・自然体験活動等の促進	■プログラム、人材育成(指導員・ガイド、コーディネータ)、情報発信、拠点整備のあり方等について検討。 ■自然公園等の所管地域に特化して検討することも考えられる。	6(1) 7(7)	・里なび研修会で一部対応
(4)里地里山の現状把握とモニタリングの推進 ・保全活用は生物多様性の科学的な理解を踏まえて進める必要がある。 ・全国の里地里山環境についてモニタリングに基づき予測や対応を柔軟に見直す順応的取組を推進する。	②生物多様性の把握や評価のための科学的基盤の整備 ・生物多様性保全の観点からの施策の基礎データとして全国の植生・動植物生息状況の現状や推移を把握 ・保全活用の効果を把握し順応的な取組を進めるために適切な手法によるモニタリングの推進とその評価手法を検討	1.里地里山環境の指標設定の考え方・指標選定手法の検討	■保全活用対象の明確化及び保全活用目標の設定には客観的評価が求められる→そのための評価手法を開発(多様な評価軸があるなかで、分かりやすさや評価しやすさが必要)。 ■一方で、保全活用の視点は地域によって異なる→それぞれの視点に対応した指標や評価手法を提示することも必要。	6(4) 7(2)	・保全活動団体の活動評価手法は検討済 ・実際の活用による手法の評価を実施中
		2.里地里山における生物多様性の現状・動向の評価(1.の指標等を活用)	■生物多様性総合評価のための手法を確立し、施策の前提としての全国的動向を把握・評価。 ■地域別の現状把握に対し、モニタリングや評価手法などのガイドラインを提示。	6(4) 7(2)	・総合評価手法は検討中 ・里山の評価について検討が必要
(5)里地里山の特性評価等の実施とこれに応じた保全活用の実施 ・生態系ネットワークに配慮しながら地域ごとに典型的な里地里山保全活用が確保されることが必要。	③野生動物や保護地域等の保全 ・重要な里地里山は、自然公園等の保護地域制度の活用等により保全・管理を行うことが有効な場合がある。 ・人手による自然環境の管理が重要で、その管理運営体制の構築を進めて行くことが必要。	1.典型的な里地里山の選定手法の検討 2.選定した里地里山をネットワークとして保全活用を広げていくための手法の検討	■個別に選ばれたものをつなげていく場合には、自然環境の質の評価と活動主体側の連携、連続性の担保が必要(①において主体のネットワーク構築が必要)。広域的視点からそうした手 ■全国エコロジカル・ネットワーク検討を活用し統合していくことも検討。	6(5) 7(2)	・典型的な里地里山の選定手法は検討 ・エコネットの活用は模索中
		3.保全エリアの検討、指定・管理のあり方の検討	■自然公園、鳥獣保護区等における里地里山の担保状況の把握、保全エリア内での里地里山保全活用の仕組みづくり。	7(3)	・一部地域で実施中 ・全体の仕組みとして要検討
(2)経済的手法の導入 ・地域産品のブランド化や高付加価値化を高めるなどによる農林業者などのインセンティブを高める。 ・里地里山の生態系サービスの評価手法等の検討	④農林業活動や農山村の維持・活性化を通じた保全活用 ・生物多様性を重視した農林水産業への理解の促進。・里地里山の生物多様性を支える農林業の維持・育成。・生物多様性をより重視した環境保全型農業の推進。地域コミュニティを軸にした協働による取組の促進	1.活動主体へのインセンティブの検討	■従来の方で成り立たなくなった保全活用の活動を後押しする。 ■農林業者に対しては、市場を通じたインセンティブからいわゆる経済的手法、直接支払いまで幅広い手法があり得、検討も進んでいる。 ■国レベルでは企業参加に対する顕彰制度、活動団体に対する認証・認定制度等が検討の主要対象か。(①-1とも関係する) ■生物多様性保全が、実施主体、地権者にとってプラスに働くこと(そのための制度等の検討)が必要。(土地所有者問題への対応検討にもつながる)	6(2) 7(4)	・検討方法を模索中
		⑤景観・伝統文化の保全と交流の促進による活性化	1.生態系サービス評価に係る検討→「環境支払い制度」導入検討	■「環境支払い」は④-1の一つとも言える。活動主体側の意欲喚起が重要になるので、制度としての分かりやすさがカギ(英国ステュワードシップの例参照)	6(1)、6(2) 7(4)、7(5)
(3)持続可能な地用のための伝統的技術の保存、新たな利用技術の開発等による資源の循環利用の促進 ・伝統的な里地里山利用の知恵や技術は、生物多様性の観点からだけでなく、地域にとって貴重な文化遺産でもあり、これらを参照しながら現代科学の知見を融合させることにより地域社会における新たな展開を図る。	⑥伝統的技術の再評価と新たな資源としての活用 ・地域の自然資源の特性に応じて培われてきた伝統的資源利用技術には学ばべき知恵が多く改めてその再評価と継承・活用を進める必要がある。 ・里山林等における新たな資源利用の活性化は、生物多様性の維持回復につながる。 ・里山/バイオマス資源を活用する新たな技術の開発や流通体制の整備を進めていく。	1.中山間地域における6次産業化の推進 2.里地里山の地域特性を踏まえた現状把握	■生業として里地里山保全活用が継続されることを目指す。(=儲ける) ■例えばエコツーリズム、地産地消、健康づくり、食育など多様な分野の施策を統合し、6次産業化を進めることによる里地里山の保全活用のあり方とそのための必要施策について検討。 ■地方自治体による検討への指針提示。 ■着目すべき「特性」の明確化と評価手法、保全・管理手法との対応関係を整理。	7(4) 7(5) 7(6)	・野生生物の利活用方針にて一部検討中
		3.里地里山資源を活用する新たな技術開発や流通体制整備	■里地里山保全には資源としての活用が決め手。現代にマッチした活用方法とそのため技術の開発・導入、流通の仕組みづくりなどについて検討する。	6(3) 7(6)	・里山バイオマスについて検討中
		4.新たな産業創出に係る支援	■バイオマス利用などによる新産業の創出支援策を検討。 ■前提として、市場としての可能性やポテンシャル(埋蔵量)評価なども検討。	6(3) 7(6)	・検討方法を模索中
		6(6) 7(8)	・ガイドラインを今年度中に策定予定		
(6)地域レベルでの取組基盤の整備	⑧地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進	1.共有の資源として利用・管理する枠組み構築のためのガイドライン提示	■地方自治体(都道府県、政令指定市)による検討への指針提示。 ■「共同管理」の位置付けを明確にした上で地域の条件に応じた利用・管理の枠組み構築を促す	6(6) 7(8)	・ガイドラインを今年度中に策定予定
		2.多様な関係者の共同の場の設置、共同の取組促進のための計画の策定	■地域連携促進法のスキームを活用した協議会の設置 ■地域連携促進法のスキームを活用した地域連携保全活動計画の策定	6(6) 7(8)	・支援事業により促進
		3.所有者不在の土地の保全活用への利用のための制度等の創設	■所有者不在の土地の保全活用への利用のための制度等の創設	6(6)	・未検討(森林法、農地法改正で一部対応)